

四日市市告示第 181 号

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

四日市市長 森 智 広



四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（令和 5 年四日市市告示 5 2 3 第号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助対象者) 第 4 条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす個人（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1) 第 7 条に規定する交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結していない者又は交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結しているが、契約日が<u>別に定める日</u>以降であり、かつ、補助対象事業のための工事に着手していない者であること。 (2) から (10) まで（略） 第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。 (1) 太陽光発電設備 最大出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方の値で kW 表示の小数点以下切捨）に 1 kW 当たり 7 万円を乗じた額とし、10 kW を限度とする。ただし、補助金の額が	(補助対象者) 第 4 条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす個人（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1) 第 7 条に規定する交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結していない者又は交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結しているが、契約日が<u>令和 5 年 7 月 14 日</u>以降であり、かつ、補助対象事業のための工事に着手していない者であること。 (2) から (10) まで（略） 第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。 (1) 太陽光発電設備 最大出力（kW 表示の小数点以下切捨）に 1 kW 当たり 7 万円を乗じた額とし、10 kW を限度とする。ただし、補助金の額が導入に係る費用を上回ることではないものとする。

導入に係る費用を上回ることではないものとする。 (2) (略) (補助金の交付申請) 第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)から(8)まで (略) (9) <u>四日市市が申請者に対して三か月以内に発行した市税の完納証明書</u> (10) (略) (補助金の請求及び交付) 第 12 条 前条の規定により補助金交付確定通知を受けた者は、速やかにかつ補助金交付確定通知書を交付した日の属する年度の<u>別に定める日</u>までに、補助金交付請求書(第 11 号様式)を市長に提出しなければならない。 2 (略)	(2) (略) (補助金の交付申請) 第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)から(8)まで (略) (9) (略) (補助金の請求及び交付) 第 12 条 前条の規定により補助金交付確定通知を受けた者は、速やかにかつ補助金交付確定通知書を交付した日の属する年度の<u>2 月末日</u>までに、補助金交付請求書(第 11 号様式)を市長に提出しなければならない。 2 (略)
--	--

様式第 1 号(第 6 条関係)を次のように改める。

年 月 日

四日市市長 様

申請者 住 所
氏 名

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 設置場所
- 2 設置区分

1 既存住宅 2 新築住宅 3 建売住宅
- 3 対象設備の区分

1 太陽光発電設備 最大出力※ kW
2 蓄電池 蓄電容量 kWh

※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方の値

- 4 総事業費

内訳 太陽光発電設備 円
蓄電池 円
- 5 補助対象事業費

内訳 太陽光発電設備 円（税抜）
蓄電池 円（税抜）
蓄電池 円（税抜）
- 6 補助金の申請金額

内訳 太陽光発電設備 円（千円未満切捨）
蓄電池 円
蓄電池 円（千円未満切捨）
- 7 工事着工（予定）年月日 年 月 日
- 8 工事完了（予定）年月日 年 月 日
- 9 工事施工者 所在地
事業所名（担当者名）
連絡先
- 10 住民情報及び税情報の閲覧に対する同意

私の住民情報及び税情報について、市担当者が調査することに同意します。

添付書類

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に係る契約を既に締結している場合には、その契約書等の写し
- (3) 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (4) 補助対象設備の仕様書
- (5) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (6) 四日市市が申請者に対して三か月以内に発行した市税の完納証明書
- (7) 誓約書（申請者用）（様式第2号）
- (8) 誓約書（施工事業者）（様式第3号）
- (9) 発電電力の消費量計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(環境部環境政策課)